

目 次

告示

- 教育職員免許状の失効について…………… 3
- 技能教育のための施設の指定について…………… 3

告 示

北海道教育委員会告示第8号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成28年2月23日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏 名	千葉慎史	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者
中学校教諭1種免許状 （社 会）	平04中1め第10056号	平成5年3月31日	京都府教育委員会
高等学校教諭1種免許状 （社 会）	平04高1め第10057号		
失 効 年 月 日	平成28年1月6日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号		
氏 名	上田充希	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	平24高1第1878号	平成25年3月25日	北海道教育委員会
失 効 年 月 日	平成28年1月27日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号		

北海道教育委員会告示第9号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として、次のとおり指定した。

平成28年2月23日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

- 1 技能教育のための施設の設置者
学校法人恭敬学園
- 2 技能教育のための施設の名称
北海道芸術高等学院
- 3 技能教育のための施設の所在地
札幌市中央区大通西19丁目1-27
- 4 連携措置をとろうとする学校の名称
学校法人恭敬学園 北海道芸術高等学校
- 5 技能教育の内容
高等学校の商業に関する学科

6 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビ ジ ネ ス 基 礎	ビ ジ ネ ス 基 礎
商 品 開 発	商 品 開 発
広 告 と 販 売 促 進	広 告 と 販 売 促 進
課 題 研 究 I	課 題 研 究
課 題 研 究 II	課 題 研 究
情 報 処 理	情 報 処 理

7 指定年月日

平成28年 2月12日